

議 案 第 75 号

特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和4年2月24日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

松戸市2020年東京オリンピック・パラリンピックやさシティおもてなし推進会議が、その設置目的を果たしたため。

特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例（昭和31年松戸市条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下改正前欄にあつては「改正前部分」と、改正後欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分の文言を削る。
- (3) 改正後欄に「（削除）」と存在するときは、それに対応する改正前部分の目次、章、条、項、号等の全てを削る。
- (4) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前		改正後	
別表2（第4条関係）		別表2（第4条関係）	
職名	報酬	職名	報酬
(略)		(略)	
松戸市農産物ブランド化推進協 議会委員	(略)	松戸市農産物ブランド化推進協 議会委員	(略)
松戸市2020年東京オリンピック・パラリンピックやさシティおもてなし推進会議委員	日額 8,500円	(削除)	
松戸市いじめ調査委員会委員	(略)	松戸市いじめ調査委員会委員	(略)
(略)		(略)	

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。